

第七一回

参第四号

私立学校教職員共済組合法の一部を改正する法律（案）

私立学校教職員共済組合法（昭和二十八年法律第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

第十四条第一項中「以下「教職員等」」を「次に掲げる者を除く。以下「教職員等」」に改め、「但し、左の各号に掲げる者は、この限りでない。」を削り、同条に次の一項を加える。

- 3 学校法人等（組合を除く。）に使用される者であつて労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）第二条の労働組合でその主たる構成員が私立学校の教職員であるもの（第二十八条において「労働組合」という。）の事務にもつぱら従事するものは、この法律の適用については、教職員等とみなす。

第十五条中「、前条第一項各号に掲げる者を除き」及び「（前条第一項各号に該当する者がこれに該当しない教職員等となつたときは、そのなつた日）」を削る。

第十六条中「（第十四条第一項各号に掲げる者を除く。）」を削り、第三号を次のように改める。

三 前二号に掲げる事由以外の事由により教職員等でなくなつたとき。

第二十二条に次の一項を加える。

- 9 組合員の給与月額が、第二項若しくは第五項の規定によつて算定することが困難であるとき、又は第二項、第五項若しくは第七項の規定によつて算定するとすれば著しく不当であるときは、これらの規定にかかわらず、同様の職務に従事し、かつ、同様の給与を受ける他の教職員等の給与月額その他の事情を考慮して理事長が適正であると認める額をこれらの規定による当該組合員の給与月額とする。

第二十八条中「学校法人等」の下に「（当該組合員が労働組合の事務にもつぱら従事する者であるときは、当該労働組合。以下この章において同じ。）」を加える。

附則第十三項中「以下」を「第十五項から第十七項まで及び第十九項において」に改め、附則第二十項中「教職員。以下」を「教職員。以下この項において」に改め、附則第三十一項を附則第五十二項とし、附則第二十二項から第三十項までを二十一項ずつ繰り下げ、附則第二十一項の次に次の二十一項を加える。

（適用除外の終了）

- 22 第二十項の申請に係る私立学校を設置する学校法人が、その設置する当該申請に係る私立学校ごとに、当該私立学校に勤務する教職員の過半数の同意を得て、昭和四十八年十月一日（以下「適用日」という。）の前日までに文部大臣に申し出たときは、同項の規定にかかわらず、適用日の前日において当該申出に係る私立学校に勤務する教職員であつて、適用日において当該私立学校に勤務する教職員等であるものは、適用日の前日限り、健康保険法による保険給付を受けることができる者であること又は厚生年金保険

の被保険者であることをやめ、適用日から短期給付及び長期給付に関する規定の適用を受ける組合員となるものとし、適用日以後新たに当該私立学校に勤務することとなる教職員等は、健康保険法による保険給付を受けることができず、かつ、厚生年金保険の被保険者となることなく、短期給付及び長期給付に関する規定の適用を受ける組合員となるものとする。

(健康保険組合の権利義務の承継)

- 23 前項の申出に係る私立学校に勤務する教職員のみを被保険者とする健康保険組合は、当該私立学校に勤務する教職員等が前項の規定により短期給付に関する規定の適用を受ける組合員となる時に解散するものとし、その権利義務は、健康保険法第四十条の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、組合が承継する。

(健康保険との調整)

- 24 適用日の前日において健康保険法による保険給付を受けることができる者であつて適用日に組合員となつたもの(適用日の前日において第二十二項の申出に係る私立学校に勤務する教職員であり、適用日において当該私立学校に勤務する教職員等であるものに限る。)に対する短期給付に関する規定の適用については、その者は、その組合員となつた日以前の同法による保険給付を受けることができる者であつた期間、組合員であつたものとみなし、その組合員となつた日において現に同法による保険給付を受けている場合には、当該保険給付は、この法律に基づいて当該保険給付に相当する給付として受けていたものとみなし、組合は、そのなつた日以後に係る給付を支給するものとする。

- 25 適用日前に第二十三項の規定により解散する健康保険組合の被保険者の資格を喪失した者で組合員とならなかつたものが、適用日以後に出産し、又は死亡した場合において、健康保険法の規定を適用するとしたならば、同法による保険給付を受けることができるときは、当該保険給付は、同法の規定の例により組合が支給する。ただし、資格喪失後出産し、又は死亡するまでの間に他の法律に基づく共済組合で当該保険給付に相当する給付を行なうものの組合員その他健康保険又は船員保険の被保険者の資格を取得したときは、この限りでない。

- 26 第二十三項の規定により健康保険組合が解散する際現に健康保険法第五十五条(同法第五十九条の二第七項において準用する場合を含む。)又は第五十五条の二の規定により支給されている給付でその解散する健康保険組合の被保険者であつた者に係るものについては、なお従前の例により組合が支給する。

- 27 前二項の規定による給付は、日雇労働者健康保険法(昭和二十八年法律第二百七号)第十八条第一項から第四項まで、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律(昭和三十二年法律第四十一号)第十四条の二第一項及び国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第五十六条第一項の規定の適用については、健康保険法の規定による給付とみなす。

(厚生年金保険の被保険者であつた組合員の取扱い)

- 28 適用日の前日において厚生年金保険の被保険者であつた者で適用日に組合員となつたもの（適用日の前日において第二十二項の申出に係る私立学校に勤務する教職員であり、適用日において当該私立学校に勤務する教職員等であるものに限る。）の厚生年金の被保険者であつた期間（その者の当該私立学校に勤務する教職員として適用日の前日まで引き続けている期間に限るものとし、その期間の計算については、厚生年金保険法の規定による被保険者期間の計算の例による。以下同じ。）は、この法律（第二十三条を除く。）の適用については、組合員であつた期間とみなす。
- 29 前項の規定は、適用日の前日において厚生年金保険法による年金たる保険給付を受けている組合員の当該年金たる保険給付の基礎となつた期間については、適用しない。ただし、当該組合員が適用日から三十日以内に組合に対し、当該期間について同項の規定を適用すべき旨の申出をしたときは、この限りでない。
- 30 第二十八項に規定する者の同項の規定により組合員であつた期間とみなされた期間は、適用日以後は、厚生年金保険の被保険者でなかつたものとみなす。
- 31 第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第八十一条から第八十六条までの規定中職務による廃疾年金に関する部分の規定（次項において「職務による廃疾年金に関する規定」という。）は、第二十八項に規定する者については、その者が適用日以後職務により病気にかかり、又は負傷し、その職務による傷病により廃疾となつた場合について適用する。
- 32 前項の規定は、第二十八項に規定する者が適用日前に発した職務による傷病により廃疾となつた場合において、その者が当該傷病の発した時に組合員であつたときは、当該廃疾について職務による廃疾年金に関する規定を適用することを妨げるものではない。
- 33 第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第八十六条から第九十二条までの規定中第八十八条第一項第一号の規定による遺族年金に関する部分の規定（次項において「職務傷病による死亡に係る遺族年金の規定」という。）は、第二十八項に規定する者については、その者が適用日以後職務により病気にかかり、又は負傷し、その職務による傷病により死亡した場合について適用する。
- 34 前項の規定は、第二十八項に規定する者が適用日前に発した職務による傷病により死亡した場合において、その者が当該傷病の発した時に組合員であつたときは、当該死亡について職務傷病による死亡に係る遺族年金の規定を適用することを妨げるものではない。
- 35 第二十八項の規定により組合員であつた期間とみなされた期間で昭和三十六年十二月三十一日以前の期間を含むものを有する者で適用日以後引き続き組合員であるもの（私立学校教職員共済組合法の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第四百十号。以下「三十六年改正法」という。）附則第十四項第二号に掲げる者を除く。次項において「特定組合員」という。）に係る長期給付の額の算定については、同法附則第八項（第二号を除く。）及び第十二項（第二号を除く。）並びに国家公務員共済組合法の長期給付

に関する施行法（昭和三十二年法律第百二十九号。以下「施行法」という。）第十三条第一項及び第二項、第二十二條（第一項第一号及び第三号を除く。）、第三十一条、第三十一条の二、第三十二条の三並びに第三十三条の規定を準用する。この場合において、三十六年改正法附則第八項及び第十二項中「旧長期組合員であつた期間（恩給財団における従前の例による者であつた期間を除く。）」とあるのは「私立学校教職員共済組合法附則第二十八項の規定により組合員であつた期間とみなされた期間のうち、昭和三十六年十二月三十一日以前の期間」と、「長期組合員であつた期間」とあるのは「長期組合員であつた期間（私立学校教職員共済組合法附則第二十八項の規定により組合員であつた期間とみなされた期間のうち、昭和三十七年一月一日以後の期間を含む。）」と、施行法第二十二條第一項第四号中「施行日」とあるのは「昭和三十七年一月一日」と読み替えるほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

- 36 前項の規定は、特定組合員であつた者で再び組合員となつたものについて準用する。
- 37 前項に規定する者のうち、退職一時金又は廃疾一時金の支給を受けた者に対する前項において準用する第三十五項において準用する三十六年改正法附則第八項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。
- 38 第三十五項（第三十六項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）において準用する施行法の規定が改正された場合における第三十五項の規定の適用について必要な経過措置に関しては、政令で特に定めるものを除き、これらの規定の改正の際の経過措置の例による。この場合において、これらの規定の準用についての必要な技術的読替えは、政令で定める。
- 39 三十六年改正法附則第十四項の規定により次の表の上欄に掲げる者について同法附則第六項から第十三項までの規定を準用する場合には、同法附則第八項及び第十二項中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

同法附則第十四項第二号に掲げる者のうち、第二十八項の規定により組合員であつた期間とみなされた期間で昭和三十六年十二月三十一日以前の期間を含むものを有する者	旧長期組合員であつた期間（恩給財団における従前の例による者であつた期間を除く。）	旧長期組合員であつた期間（恩給財団における従前の例による者であつた期間を除き、私立学校教職員共済組合法附則第二十八項の規定により組合員であつた期間とみなされた期間のうち、昭和三十六年十二月三十一日以前の期間を含む。）
	長期組合員であつた期間	長期組合員であつた期間（私立学校教職員共済組合法附則第二十八項の規定により組合員であつた期間とみなされた期間のうち、昭和三十七年一月一日以後の期間を含む。）
同法附則第十四項各号に掲げる者のうち、第二十八項に規定する者であるもの（この表中前項の上欄に掲げる者を除く。）	長期組合員であつた期間	長期組合員であつた期間（私立学校教職員共済組合法附則第二十八項の規定により組合員であつた期間とみなされた期間を含む。）

- 40 第二十八項から前項までに規定するもののほか、第二十八項に規定する者に係る長期

給付に関して必要な事項は、政令で定める。

(納付金)

41 第二十二項の申出をした学校法人は、第二十八項に規定する者であつて適用日においてその申出に係る私立学校に勤務する教職員等であるもののそれぞれについて、政令で定めるところにより、同項の規定により組合員であつた期間とみなされた期間で昭和二十九年一月から適用日の属する月の前月までに係るものの各月につき、その者が第二十項の規定により健康保険法による保険給付のみを受けることができる組合員であつたとした場合において納付されるべきであつた掛金の額から厚生年金保険法の規定による保険料の額(昭和二十九年四月以前の月については、旧厚生年金保険法の規定による保険料の額とする。)を控除した額にこれに対する利子に相当する額を加算して得た額の合計額を、納付金として、昭和四十九年三月三十一日までに組合に納付しなければならない。

42 前項に規定する納付金は、第二十七条第一項の掛金とみなして、第二十九条の二から第三十四条まで及び第七章の規定を適用する。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、昭和四十八年十日一日から施行する。ただし、附則第二十一項の次に二十一項を加える改正規定中附則第二十二項に係る部分は、公布の日から施行する。

(厚生年金保険特別会計からの交付金)

2 政府は、厚生年金保険特別会計の積立金のうち、この法律による改正後の私立学校教職員共済組合法附則第二十八項の規定により組合員であつた期間とみなされることとなつた同法附則第二十二項の申出に係る私立学校に勤務する教職員等である組合員の厚生年金保険の被保険者であつた期間に係る部分を、政令で定めるところにより、この法律の施行の日から二年以内に厚生年金保険特別会計から私立学校教職員共済組合に交付するものとする。

(厚生年金保険特別会計法の一部改正)

3 厚生年金保険特別会計法(昭和十九年法律第十号)の一部を次のように改正する。

第二十三条中「並二農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律(昭和四十七年法律第六十九号)附則第四項」を「、農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律(昭和四十七年法律第六十九号)附則第四項並二私立学校教職員共済組合法の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第 号)附則第二項」に、「同法」を「農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律」に改める。

理 由

私立学校の教職員等のうち、私立学校教職員共済組合法の規定の適用を除外されている者について、学校法人から申出があることを条件として同法の規定を適用することとするとともに、私立学校の教職員が組織する労働組合の専従者に対して組合員資格を付与する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

この法律施行に要する経費

この法律施行に要する経費は、昭和四十八年度において約一千万円（平年度約二千万円）の見込みである。